

連載 著作権と情報システム

第 59 回 1. 著作物 [4] 比較検証 (2) 通産省案と文化庁案(22)

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

[4] 比較検証

(2) 通産省案と文化庁案(22)

「レーヒ・スミス米国特許法」におけるグレースピリオド制と先使用の拡大【7】

米国特許法 273 条 (1999 年) は新たに設けられた規定であり、商業的先使用を理由として 282 条に該当する場合に抗弁権を有するものである。改正前の 273 条はビジネスモデル特許に関してだけ商業的先使用の抗弁を認めていた。だが、グレースピリオド制を採用して先発表主義的になるため、先使用としての抗弁の対象を拡大する必要があった。新しい規定ではビジネスモデル特許に限定せず、先使用の抗弁が認められることになった。

商業的先使用を理由とする侵害に対する抗弁について、次の通りである。

(a) 一般のクレームされた発明を侵害していると主張された者は、方法、機械、製品、製品を構成する組成物その他の商業的方法に関して、以下の場合、282 条 (b) の有効性の推定の抗弁に従い、抗弁権を有する。

・抗弁権を有する者が、善意に米国内で、商業的に先に使用していた場合で、かつその商業的先使用が次の何れか早い方を少なくとも 1 年前になされた場合。

(A) クレームされた特許の有効出願日

(B) 102 条 (b) 出願 1 年前の開示 (新規性の例外) による方法で公衆に開示された日

(b) 本条の抗弁を主張する者は、抗弁について明確かつ説得力のある証拠の立証責任を負う。

引用・参考文献

「著作権法概説第 13 版」 半田正夫著 法学書院 2007 年

「著作権法」中山信弘著 有斐閣 2007 年

「著作権法第 3 版」 齊藤博著 有斐閣 2007 年

「ソフトウェアの法的保護(新版)」中山信弘著 有斐閣 1992 年

「特許法 (第 2 版)」中山信弘著 有斐閣 2012 年

「岩波講座 現代の法 10 情報と法」 岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編 岩波書店 1997 年

Michael L. Dertouzos, Richard K. Lester and Robert M. Solow, *Made In America: Regaining the Productive Edge*, MIT Press, 1989. MIT 産業生産性調査委員会、依田直也訳、『*Made in America* アメリカ再生のための米日欧産業比較』、草思社 1990 年

「米国発明法とその背景」、澤井智毅、経済産業調査会 2012 年

「アメリカ通商法の解説」ヴェーカリックス, トーマス・V. ウイルソン, デーヴィッド・I. ウァイゲル, ケネス・G. 松下満雄監訳、商事法務研究会 1989 年